

○伊勢市集大会・合宿誘致補助金交付要綱

平成25年4月1日

改正 平成28年3月31日

平成30年6月15日

平成31年3月31日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への集大会又は合宿（以下「集大会等」という。）の誘致を積極的に図り、市内への来訪・滞在者数を増加させることにより観光による経済波及を促すことを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 集大会 次に掲げるもので、県大会以上の規模のものをいう。
 - ア 学会、総会、研修会等の各種会議
 - イ 各種スポーツ大会
- (2) 合宿 スポーツ又は文化に関する活動の技術又は技能の向上を目的として行う合宿をいう。
 - ア 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動
 - イ 文学、音楽、武術、写真、演劇、舞踊その他の芸術活動（ウに掲げる活動を除く。）
 - ウ 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術活動
 - エ 雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸

能活動

オ 講談、落語、波曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸術活動（伝統芸能活動を除く）

カ 茶道、華道、書道等の活動

キ 囲碁、将棋、競技かるた等の活動

ク 広報、学問に係る活動

ケ アからクまでに掲げる活動のほか市長が適当と認めるもの

(3) 主催者 集大会等を開催する団体又は代表者をいう。

(4) 参加者 集大会等に参加する者（監督等の指導的立場の者及び集大会等を開催する役員等を含む。）をいう。

(5) 宿泊施設 市内にある旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。

(6) 延べ宿泊者数 集大会等の開催日又は前日において、市内の宿泊施設に宿泊した参加者の延べ人数をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付の対象となる集大会等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 市内において開催されるもの。ただし、市内の施設のみでの開催ができない場合は、この限りでない。

(2) 延べ宿泊者数が30人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する集大会等は、補助金の交付の対象としない。

(1) 政治団体又は宗教団体が、主催又は共催するもの

(2) 国又は地方公共団体が、主催又は共催するもの

(3) 国、県、市又は公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構から補助金等の交付を受けている、又は受ける予定であるもの

- (4) 営利を目的とする入場券等を販売するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めるもの
(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、集大会等の主催者、共催者、主管者等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とする。ただし、500,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、様式第1号による。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 集大会等の開催要領その他の集大会等の開催内容が分かる書類
- (2) 集大会等の開催に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条に規定する別に定める期日は、集大会等の開催期間の初日の7日前の日とする。

(交付の決定の通知)

第7条 規則第5条の規定による通知は、様式第2号による。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第2号の規定により付す補助金の交付の条件は、延べ宿泊者数とその20パーセントを超えて増加するときは、市長の承認を受けることとする。

2 規則第6条第1項第4号の規定により付す補助金の交付の条件は、市が行うアンケートに協力することとする。

(交付申請の内容の変更)

第9条 規則第6条第2項の規定による申請は、様式第3号による。

(変更決定の通知)

第10条 規則第6条第3項の規定による通知は、様式第4号による。

(実績報告)

第11条 規則第11条の規定による実績報告は、様式第5号による。

2 規則第11条の市長が別に定める期日は、集大会等の開催期間の末日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 宿泊証明書(様式第6号)

(2) 集大会等の開催に係る収支決算書

(3) 集大会等を開催した施設(市内の施設に限る。)の利用料金の領収書の写し(利用料金が無料の場合を除く。)

(4) 集大会等の記録その他結果の分かる書類

(5) 集大会等の写真

(6) 市が行うアンケート

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第12条 規則第13条第1項に規定による請求は、様式第7号による。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(伊勢市観光各種集大会補助金交付要綱の廃止)

2 伊勢市観光各種集大会補助金交付要綱(平成22年9月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成28年3月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現にあるこの要綱による改正前の伊勢市集大会・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成30年 6 月15日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 6 月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊勢市集大会・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年 3 月31日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年 3 月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第5号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊勢市集大会・合宿誘致補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

伊勢市集大会・合宿誘致補助金交付申請書

(宛先) 伊勢市長

住 所
申請者 氏 名 (団体名)
(代表者)
電話番号

伊勢市集大会・合宿誘致補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 集大会等の内容 (予定)	
(1) 名称	
(2) 開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(3) 市内利用施設	
(4) 主に使用する市内宿泊施設	
(5) 市内延べ宿泊者数	延べ 人
(6) 交付申請額【延べ宿泊者数×1000円(上限50万円)】	円
2 関係書類	
(1) 集大会等の開催要領その他の集大会等の開催内容が分かる書類	
(2) 集大会等の開催に係る収支予算書	
(3) その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



伊勢市集大会・合宿誘致補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢市集大会・合宿誘致補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 集大会等の名称

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 延べ宿泊者数とその20パーセントを超えて増加するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 市が行うアンケートに協力すること。
- (3) 伊勢市より宿泊者1人当たり1,000円の補助金の交付があることを参加者へ周知すること

年 月 日

伊勢市集大会・合宿誘致補助金変更承認申請書

(宛先) 伊勢市長

住 所 〒
 申請者 氏 名 (団体名)
 (代表者)
 電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた伊勢市集大会・合宿誘致補助金について、下記のとおり申請内容を変更したいので申請します。

記

1 集大会等の名称			
2 集大会等の変更内容			
(1) 変更理由			
(2) 変更箇所			
【項目】	【変更前】	⇒	【変更後】
延べ宿泊者数		⇒	
その他		⇒	
(3) 上記に伴う補助金額の変更			
交付決定額		⇒	

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



伊勢市集大会・合宿誘致補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した伊勢市集大会・合宿誘致補助金は、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 集大会等の名称			
2 集大会等の変更内容			
(1) 変更箇所			
【項目】	【変更前】	⇒	【変更後】
延べ宿泊者数		⇒	
その他		⇒	
(2) 上記に伴う補助金額の変更			
交付決定額		⇒	
3 交付条件			
(1) 延べ宿泊者数とその20パーセントを超えて増加するときは、市長の承認を受けること。			
(2) 市が行うアンケートに協力すること。			

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

伊勢市集大会・合宿誘致補助金実績報告書

（宛先）伊勢市長

住 所 〒
申請者 氏 名 (団体名)
(代表者)
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
集大会等の実績を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 集大会等の内容
(1) 名称
(2) 開催期間
年 月 日 ～ 年 月 日
(3) 交付決定額
円
2 実績報告
(1) 市内延べ宿泊者数
延べ 人
3 関係書類
(1) 宿泊証明書（様式第6号）
(2) 集大会等の開催に係る収支決算書
(3) 集大会等を開催した施設（市内の施設に限る。）の利用料金の領収書の写し（利用料金が無料の場合を除く。）
(4) 集大会等の記録その他結果の分かる書類
(5) 集大会等の写真
(6) 市が行うアンケート
(7) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

（その1）

宿 泊 証 明 書（宿泊施設用）

集 大 会 等 の 名 称			
主 催 者 又 は 参 加 団 体 名（参加者）			
集 大 会 等 の 開 催 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
宿 泊 者 数	宿 泊 日	人 数	備 考
	集 大 会 等 の 前 日	人	
	〃 1 日 目	人	
	〃 2 日 目	人	
	〃 3 日 目	人	
	〃 4 日 目	人	
	〃 5 日 目	人	
	〃 6 日 目	人	
	〃 7 日 目	人	
	〃 日 目	人	
合 計	人		

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿 泊 施 設 住 所
名 称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊤

（注） 宿泊者数は、集大会等に参加した者（選手、監督、コーチ、役員等）のうち、宿泊した者の人数を記入してください。観戦（観覧）者などは人数に含めないでください。

(その2)

宿 泊 証 明 書 (旅館組合用)

集 大 会 等 の 名 称					
主催者又は参加団体名 (参 加 者)					
集 大 会 等 の 開 催 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
宿 泊 者 数	旅 館 名				合 計
	集大会等の前日				
	〃 1日目				
	〃 2日目				
	〃 3日目				
	〃 4日目				
	〃 5日目				
	〃 6日目				
	〃 7日目				
〃 日目					
合 計					

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

旅館組合 住 所
名 称
代表者名
電話番号

㊞

(注) 宿泊者数は、集大会等に参加した者(選手、監督、コーチ、役員等)のうち、宿泊した者の人数を記入してください。観戦(観覧)者などは人数に含めないでください。

様式第7号（第12条関係）

令和 年 月 日

伊勢市集大会・合宿誘致補助金交付請求書

（宛先）伊勢市長

住 所 〒

申請者 氏 名 (団体名)

電話番号

令和 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた伊勢市集大会・合宿誘致補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 集大会等の内容	
(1) 名称	
(2) 交付確定額	
円	
2 振込先	
金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信漁連
	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第10条関係)

様式第 5 号 (第11条関係)

様式第 6 号 (第11条関係)

様式第 7 号 (第12条関係)